

## 第6次総合計画

## 基本構想 第1章 まちの未来像

## 第1章 まちの未来像

本市のまちづくりにおいてめざすまちの未来像を、次のとおり掲げます。

## 光・緑・人 輝くとよかわ

### 光

「光」は、生命(いのち)を育み、うるおいをもたらす川や海と、平和で豊かな未来へ向かう、限りない希望を表しています。

### 緑

「緑」は、恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよいふるさとを表しています。

### 人

「人」は、先人に築かれた深い歴史と、心豊かでやさしさに満ちた市民の姿を表しています。

### 輝くとよかわ

恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進む「輝くとよかわ」をめざします。

## 第7次総合計画（素案）

見直しの理由など

## 基本構想 第1章 まちの未来像

## 第1章 まちの未来像

変更なし

本市のまちづくりにおいてめざすまちの未来像を、次のとおり掲げます。

## 光・緑・人 輝くとよかわ

### 光

「光」は、生命(いのち)を育み、うるおいをもたらす川や海と、平和で豊かな未来へ向かう、限りない希望を表しています。

### 緑

「緑」は、恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよいふるさとを表しています。

### 人

「人」は、先人に築かれた深い歴史と、心豊かでやさしさに満ちた市民の姿を表しています。

### 輝くとよかわ

恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進む「輝くとよかわ」をめざします。

まちの未来像については、第6次豊川市総合計画策定において、1市4町が合併して初めて策定する総合計画であるということを踏まえる中で、第5次豊川市総合計画において定めた「都市の将来像」を見直し、「光」「緑」「人」のそれぞれの文字に想いを込めた「まちの未来像」を定めたものです。

第7次豊川市総合計画策定にあたっては、その想いを引き継ぎ、恵まれた自然と歴史、これまでに築かれた豊かさと住みよさを大切にしながら、市民が希望に向かって進む『輝くとよかわ』をめざすものとして、まちの未来像は変更しない案としています。

◆ 基本的な考え方

まちの未来像を実現するため、市街地を中心とする地域と、自然環境や田園地帯が広がる地域が、それぞれの特性を發揮できるよう、秩序ある土地利用を進めます。

◆ 地域ごとの方向性

(1) 市街地を中心とする地域

行政機関や商業地などが集積する主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点とし、それを結ぶ道路や公共交通などを交流や連携の軸として、コンパクトで利便性の高い市域を形成することにより、暮らしやすく、にぎわいと活力があふれるまちをめざします。

(2) 自然環境等が広がる地域

恵まれた自然環境や田園地帯を、良好な景観や恵みをもたらす貴重な資源として保全し、活用することにより、憩いと豊かさに満ちたまちをめざします。



現段階では変更なし

◆ 基本的な考え方

まちの未来像を実現するため、市街地を中心とする地域と、自然環境や田園地帯が広がる地域が、それぞれの特性を發揮できるよう、秩序ある土地利用を進めます。

◆ 地域ごとの方向性

(1) 市街地を中心とする地域

行政機関や商業地などが集積する主要な鉄道駅周辺の市街地を拠点とし、それを結ぶ道路や公共交通などを交流や連携の軸として、コンパクトで利便性の高い市域を形成することにより、暮らしやすく、にぎわいと活力があふれるまちをめざします。

(2) 自然環境等が広がる地域

恵まれた自然環境や田園地帯を、良好な景観や恵みをもたらす貴重な資源として保全し、活用することにより、憩いと豊かさに満ちたまちをめざします。

土地利用構想とは、まちの未来像の実現に向けた、土地利用の基本的な考え方を示すものです。

現在、都市計画課において第3次豊川市都市計画マスタープランの改訂作業を進めているところであるため、そちらとの整合をはかったうえで定めることを想定しており、現段階では変更していません。

## 基本構想 第3章 まちづくりの基本方針

## 第3章 まちづくりの基本方針

まちの未来像を実現するため、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応と、行政運営の進むべき方向性を、4つの基本方針として設定し、あらゆる行政分野のまちづくりを総合的に進めていきます。

**基本方針1 「定住・交流施策を進めます」**

本市の持続的な発展を支えるため、これまでに築かれたまちの住みやすさと豊川ならではの魅力を高め、多くの人に選ばれ、住んでもらい、訪れてもらうことが重要です。

少子高齢化への的確な対応や人口減少の抑制を図る定住施策と、来訪者を増やして地域の活力の増進を図る交流施策を進めることで、まちづくりの効果を高めます。

**基本方針2 「シティセールスを進めます」**

多くの人に住んでもらい、訪れてもらうため、豊川ブランドを確立するとともに、魅力ある地域資源のみならず、市民の健やかな暮らしを支えるあらゆる行政分野の取組みについても、市内外にしっかりと伝えることが重要です。

市民とともにオール豊川でまちの様々な魅力や取組みを全国発信するシティセールスを進めることで、まちづくりの効果を高めます。

**基本方針3 「市民協働を進めます」**

多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民や事業者などの発想と想像力を生かした公共サービスが求められており、市民や事業者などと行政が互いのよいところを持ち寄って、一緒にまちづくりを進める市民協働が重要です。

地域力が高い本市の特徴を生かし、市民や町内会、市民活動団体、事業所と行政が、互いの役割と責任を明確にして連携する市民協働を進めることで、まちづくりをしっかりと支えます。

## 基本構想 第3章 まちづくりの基本方針

## 第3章 まちづくりの基本方針

まちの未来像を実現するため、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応として、行政分野を横断してあらゆる施策の基礎となる基本方針を設定し、まちづくりを総合的に進めます。

**基本方針1 「人口増施策を進めます」**

市民の暮らしや本市の持続的な発展を支えるためには、これまでに築かれたまちの住みやすさを高め、多くの人に選ばれ、住んでもらえるようなまちづくりが重要です。

出生率向上や移住・定住につながる、人口減少の抑制に資する人口増施策の立案・実施を進めます。

**基本方針2 「シティプロモーションを進めます」**

多くの人に訪れてもらい、市との接点を持ち続けてもらうため、地域資源の魅力を磨き上げやまちの価値の発掘などを行い、市民の活躍や住みよさを市内外へ積極的かつ効果的に情報発信することが重要です。

豊川市としてのブランド力の向上につながる施策の立案・実施を進めるとともに、効果的な情報発信に取り組みます。

**基本方針3 「多様な主体との連携を進めます」**

多様化する市民ニーズに的確に対応しながら公共サービスを持続させていくためには、行政だけではなく、多様な主体の発想、活力を生かした取組が重要です。

地域力が高い本市の特徴を生かし、市民や町内会、市民活動団体、大学、企業などと連携した形での施策の立案・実施を進めます。

現行の基本方針1「定住・交流施策を進めます」に示す取組に加えて、合計特殊出生率の改善など、人口の維持、増加に資する取組をさらに推進する必要があると考え、見直すものです。

現行の基本方針2「シティセールスを進めます」に示す取組を一段階引き上げ、まちの魅力の売り込みだけでなく、磨き上げをイメージできる言葉として「プロモーション」に改めることにより、交流人口・関係人口の増加や地域経済の活性化などに資する取組をさらに推進する必要があると考え、見直すものです。

現行の基本方針3「市民協働を進めます」に示す、市民や町内会、市民活動団体、事業所との協働に加えて、民間活力の導入や大学連携なども包括的にとらえた方針とすることで、従来の手法では解決が難しかった行政課題への対応を進める必要があると考え、見直すものです。

**基本方針4 「行政経営改革を進めます」**

平成の合併効果を受け継ぎ、市民とともに行政資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していくため、経営的な視点に立って、効率的で効果的な行政運営をさらに進めることが重要です。

市民との協働と、それに必要な情報共有に努めるとともに、行政運営の柱となる財政力、組織力、人材力を高める行政経営改革を進めることで、まちづくりをしっかりと支えます。

**基本方針4 「持続可能なまちづくりを進めます」**

持続可能な社会の実現のためには、激しく変化する社会動向をとらえた新しい事業の立案や既存事業の見直しなどにより、バランスのとれた取組を進めることが重要です。

グリーン転換フォーメーション（GX）の推進による脱炭素社会の実現や、ウェルビーイング（地域幸福度）に基づく暮らしやすさの向上などにより持続可能な地域づくりに取り組むとともに、行政経営改革やファシリティ・マネジメント（FM）、デジタル・トランス・フォーメーション（DX）を推進し、行政サービスの安定化に取り組みます。

現行の基本方針4「行政経営改革を進めます」に示す行政経営改革に加え、グリーン転換フォーメーション（GX）、ウェルビーイング（地域幸福度）に基づく暮らしやすさの向上、ファシリティ・マネジメント（FM）、デジタル転換フォーメーション（DX）など、持続可能なまちづくりと行政経営に資する取組を包括的に推進する必要があると考え、見直すものです。



<p>基本構想 第4章 まちづくりの目標</p> <p>第4章 まちづくりの目標</p> <p>まちづくりの基本方針を踏まえ、まちの未来像の実現をめざす総合的なまちづくりを展開するため、6つの目標と政策分野を設定します。</p> <p><b>目標1 「安全で快適な生活環境が整っているまち」</b>  <b>【安全・安心】（政策1）</b>                  市民が毎日安心して暮らすためには、市民一人ひとりが安全を心掛けるとともに、地域住民がお互いに協力し、行政と共に地域の安全確保に努める必要があります。                  発生が予想される大規模地震などのあらゆる災害リスクに備える防災対策や防犯・交通安全対策の強化、消防・救急体制の充実に取り組みます。また、上下水道の整備や身のまわりの衛生、生活環境の保全に取り組みます。</p> <p><b>目標2 「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」</b>  <b>【健康・福祉】（政策2）</b>                  市民が健康であるための施策の展開を基本としながら、子育てしやすい環境の整備と、高齢者や障害のある人をはじめすべての人に対する福祉の充実が必要です。                  市民の健康を守る保健や地域医療体制と、子育て支援や高齢者支援、障害者福祉などの各種事業の充実に取り組みます。</p>
---



<p>基本構想 第4章 まちづくりの目標</p> <p>第4章 まちづくりの目標</p> <p>まちづくりの基本方針を踏まえ、まちの未来像の実現をめざす総合的なまちづくりを展開するため、<u>7つ</u>の目標と政策分野を設定します。</p> <p><b>目標1 「安全で快適な生活環境が整っているまち」</b>  <b>【安全・安心】（政策1）</b>                  市民が毎日安心して暮らすためには、市民一人ひとりが安全を心掛けるとともに、地域住民がお互いに協力し、行政と共に地域の安全確保に努める必要があります。                  発生が予想される大規模地震などのあらゆる災害リスクに備える防災対策や防犯・交通安全対策の強化、消防・救急体制の充実に取り組みます。また、上下水道の整備や身のまわりの衛生、生活環境の保全に取り組みます。</p> <p><b>目標2 「子どもや若者が未来に夢や希望を描いているまち」</b> <b>《新設》</b>  <b>【子ども・若者】（政策2）</b>  <u>子どもや若者の将来にわたる幸せな暮らしを支えるためには、子ども・子育てにやさしい社会づくりと、子どもや若者の健やかな成長や、進学、就職、結婚等の人生の転機における支援の充実が必要です。</u>  <u>安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の充実を図るとともに、青少年の健全育成、若者の支援に取り組みます。</u></p> <p><b>目標3 「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」</b>  <b>【健康・福祉】（政策3）</b>                  市民が健康であるための施策の展開を基本としながら、<u>子育てしやすい環境の整備と、高齢者や障害のある人をはじめ、世代やその分野を問わないすべての人に対する重層的な支援に基づく地域共生社会の実現</u>が必要です。                  市民の健康を守る保健や地域医療体制と、<u>子育て支援や高齢者福祉や障害者福祉、地域福祉</u>などの各種事業の充実に取り組みます。</p>	<p>各政策分野、施策に個別に位置付けられている子育て支援や子ども・若者支援に関する施策及び事業を新たな政策分野として取りまとめ、将来のまちづくりの担い手を支える取組をさらに推進する必要があると考え、新たな政策分野として定めるものです。</p>
--	--

**目標3 「住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち」****【建設・整備】（政策3）**

ゆとりある住環境の形成と、都市機能の集積と連携を図り、すべての人にとって快適で魅力ある都市空間を創出することが必要です。

都市の基盤となる土地区画整理や道路整備を計画的に進め、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公園・緑地、海、河川環境など緑や憩いの空間の充実に取り組みます。また、道路や橋、公園などを適切に維持管理します。

**目標4 「あらゆる世代の人が豊かな心を育てているまち」****【教育・文化】（政策4）**

次代を担う子どもたちからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に人間性を磨くことのできる環境と働きかけが必要です。

児童生徒が個性や能力を伸ばせるように、学校や地域の教育力・教育環境を充実し、特色ある教育を進めるとともに、青少年の健全育成に取り組めます。また、市民の幅広い生涯学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動などの多種多様な意欲をより高めるため、環境を整備するとともに、活動機会を提供します。

**目標5 「魅力と活力があふれているまち」****【産業・雇用】（政策5）**

雇用と市民生活を支える地域経済の発展と、市外の人をひきつけるような活力ある地域づくりが必要です。

地域経済の持続的な発展を図るため、新産業の誘致や育成、起業・創業の支援や地域産業の活性化などによる農業、工業、商業の振興と、中心市街地などの商店街の活性化や雇用の安定と勤労者支援の充実に取り組みます。また、まちのにぎわいを創出するため、観光資源の活用や魅力向上に取り組めます。

**目標4 「住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち」****【建設・整備】（政策4）**

ゆとりある住環境の形成と、都市機能の集積と連携を図り、すべての人にとって快適で魅力ある都市空間を創出することが必要です。

都市の基盤となる土地区画整理や道路整備を計画的に進め、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公園・緑地、海、河川環境など緑や憩いの空間の充実に取り組みます。また、道路や橋、公園などを適切に維持管理します。

**目標5 「あらゆる世代の人が豊かな心を育てているまち」****【教育・文化】（政策5）**

次代を担う子どもも~~たち~~からお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に人間性を磨くことのできる環境と働きかけが必要です。

児童・生徒が個性や能力を伸ばせるように、学校や地域の教育力・教育環境を充実し、特色ある教育を進めるとともに、~~青少年の健全育成に~~取り組みます。また、市民の幅広い生涯学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動などの多種多様な意欲をより高めるため~~の~~環境を整備するとともに、活動機会を提供します。

**目標6 「魅力と活力があふれているまち」****【産業・雇用】（政策6）**

雇用と市民生活を支える地域経済の発展と、市外の人をひきつけるような活力ある地域づくりが必要です。

地域経済の持続的な発展を図るため、新産業の誘致や育成、起業・創業の支援や地域産業の活性化などによる農業、工業、商業の振興と、中心市街地などの商店街の活性化や雇用の安定と勤労者支援の充実に取り組みます。また、まちのにぎわいを創出するため、観光資源の活用や魅力向上に取り組めます。



**目標6** 「地域と行政がしっかりと支えているまち」**【地域・行政】（政策6）**

地域と行政が一緒になってまちづくりの方向性を共有し、互いを尊重し助けあう地域づくりや堅実で開かれた行財政運営を進めることが必要です。

すべての政策分野にわたって支えとなる地域のコミュニティ活動や市民活動、男女共同参画や人権啓発、多文化共生をさらに推進します。また、開かれた市政、公共施設の適正配置や長寿命化、健全で持続可能な行財政運営や行政サービスの向上、東三河地域における一体的な広域連携に取り組めます。

**目標7** 「地域と行政がしっかりと支えているまち」**【地域・行政】（政策7）**

地域と行政が一緒になってまちづくりの方向性を共有し、互いに**尊重**し助けあう地域づくりや堅実**な**行財政運営を進めることが必要です。

すべての政策分野にわたって支えとなる地域のコミュニティ活動や市民活動、男女共同参画や人権**尊重**、多文化共生をさらに推進します。また、**情報発信や広聴**、公共施設の適正配置や長寿命化、**健全で**持続可能な行財政運営や行政サービスの向上、~~東三河地域における一体的な広域連携~~に取り組めます。



## 基本構想 第5章 施策の骨組み

## 第5章 施策の骨組み

まちづくりの6つの目標を達成するため、各政策分野の諸施策を体系的・総合的に推進します。

## 政策1【安全・安心】

(目標：安全で快適な生活環境が整っているまち)

- ① 交通安全対策の強化
- ② 防犯対策の強化
- ③ 防災対策の推進
- ④ 消防・救急体制の充実
- ⑤ 環境保全と生活衛生の向上
- ⑥ ごみの適正処理の推進
- ⑦ 生活排水対策の推進
- ⑧ 水道水の安定供給

## 基本構想 第5章 施策の骨組み

## 第5章 施策の骨組み

まちづくりの7つの目標を達成するため、各政策分野の諸施策を体系的・総合的に推進します。

## 政策1【安全・安心】

(目標：安全で快適な生活環境が整っているまち)

- ① 交通安全対策の強化
- ② 防犯対策の強化
- ③ 防災対策の強化
- ④ 消防・救急体制の充実
- ⑤ 環境保全と生活衛生の向上
- ⑥ ごみの適正処理の推進
- ⑦ 生活排水対策の推進
- ⑧ 水道水の安定供給

## 政策2【子ども・若者】 &lt;&lt;新設&gt;&gt;

(目標：子どもや若者が未来に夢や希望を描いているまち)

- ① 子育て支援の充実 <<現・政策2施策3を拡充>>
- ② 青少年健全育成の推進 <<現・政策4施策2>>
- ③ 若者支援の推進 <<新規>>

## ③ 防災対策の強化

市民意識調査において、同じ分野の他の施策と同様に重要度が高く、また、近年の豪雨災害や南海トラフ地震への備えの必要性を踏まえ、いっそうの対策強化と啓発が重要と考え、見直すものです。

## ① 子育て支援の充実

人口の自然増に資する事業の充実とともに、現在策定作業中の第3期子ども子育て支援事業計画に示す施策の体系と整合を図るため、位置付ける具体的な事業の移し替えを行うものです。

【参考】新たに位置付ける具体的な事業案

- ・子どもの学習・生活支援事業<<現・政策2施策6>>

## ② 青少年健全育成の推進

現在策定作業中の第3期子ども子育て支援事業計画に示す施策の体系と整合を図るため、位置付ける具体的な事業の移し替えを行うものです。

【参考】新たに位置付ける具体的な事業案

- ・定住外国人児童等就学支援事業<<現・政策6施策4>>

## ③ 若者支援の推進

就業に関する相談や結婚に向けた支援など、青年期における若者特有の悩みや課題への対応に力を入れていく必要があるため、新たな施策として追加するものです。

【参考】位置付ける具体的な事業案

- ・結婚支援事業<<現・政策2施策3>>
- ・若年者就労支援事業<<現・政策5施策6>>



**政策2【健康・福祉】**

(目標：誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち)

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域医療体制の充実
- ③ 子育て支援の推進
- ④ 高齢者福祉の推進
- ⑤ 障害者福祉の推進
- ⑥ 生活自立支援の充実

**政策3【建設・整備】**

(目標：住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち)

- ① 住環境の整備
- ② コンパクトシティの推進
- ③ 道路交通網の充実
- ④ 緑や憩いの空間の充実

**政策4【教育・文化】**

(目標：あらゆる世代の人が豊かな心を育てているまち)

- ① 学校教育の推進
- ② 青少年健全育成の推進
- ③ 生涯学習の推進
- ④ スポーツの振興
- ⑤ 文化芸術の振興

**政策3【健康・福祉】**

(目標：誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち)

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域医療体制の充実
- ~~③ 子育て支援の推進~~ <<新・政策2【子育て・若者】へ>>
- ③ 高齢者福祉の推進
- ④ 障害者福祉の推進
- ⑤ 地域福祉の推進

**政策4【建設・整備】**

(目標：住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されているまち)

- ① 住環境の整備
- ② コンパクトシティの推進
- ③ 道路交通網の充実
- ④ 緑や憩いの空間の充実

**政策5【教育・文化】**

(目標：あらゆる世代の人が豊かな心を育てているまち)

- ① 学校教育環境の充実
- ~~② 青少年健全育成の推進~~ <<新・政策2【子育て・若者】へ>>
- ② 生涯学習の推進
- ③ スポーツの振興
- ④ 文化芸術の振興

⑤ 地域福祉の推進

現行計画期間中に取組を開始した重層的支援体制整備事業を念頭に、生活自立支援を含む属性を問わない包括的な支援体制の構築により、住民主体による地域福祉活動の広がりを後押ししていく必要があると考え、見直すものです。

① 学校教育環境の充実

次代を担う児童・生徒の成長を支えていくため、市が担う校舎を始めとする物的環境の整備と、学級運営支援員を始めとする人的環境の整備は重要と考え、見直すものです。



**政策5【産業・雇用】**

(目標：魅力と活力があふれているまち)

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 中心市街地の活性化
- ⑤ 観光の振興
- ⑥ 雇用の安定と勤労者支援の充実

**政策6【地域・行政】**

(目標：地域と行政がしっかりと支えているまち)

- ① コミュニティ活動・市民活動の推進
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 人権啓発の推進
- ④ 多文化共生の推進
- ⑤ 開かれた市政の推進
- ⑥ 公共施設の適正配置と長寿命化の推進
  
- ⑦ 健全で持続可能な行財政運営と広域連携の推進

**政策6【産業・雇用】**

(目標：魅力と活力があふれているまち)

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 雇用の安定と勤労者支援の充実
- ⑤ 中心市街地の活性化
- ⑥ 観光の振興

**政策7【地域・行政】**

(目標：地域と行政がしっかりと支えているまち)

- ① コミュニティ活動・市民活動の推進
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 人権尊重の推進
- ④ 多文化共生の推進
- ⑤ 情報発信と広聴の推進
- ⑥ 公共施設の適正配置と長寿命化の推進
- ⑦ 自治体DXの推進 <<新設>>
- ⑧ 健全で持続可能な行財政運営と広域連携の推進

④ 雇用の安定と勤労者支援の充実  
 施策①～③との関係性が高いことを踏まえ、順番を繰り上げるものです。

③ 人権尊重の推進  
 高齢者や障害者など、多岐の分野にわたる人権尊重に関する具体的な事業の移し替えを行うとともに、位置づける事業を踏まえて施策の名称を見直すものです。

【参考】新たに位置付ける具体的な事業案  
 ・認知症総合支援事業<<現・政策2施策4>>  
 ・合理的配慮提供支援助成事業<<現・政策2施策5>>

⑤ 情報発信と広聴の推進  
 分かりやすさに配慮し、名称を見直すものです。

⑦ 自治体DXの推進  
 国が推進する地方創生の重要なテーマとされており、市民サービスの観点から力を入れていく必要があるため、新たな施策として追加するものです。

【参考】位置付ける具体的な事業案  
 ・情報技術活用推進事業<<現・政策6施策7>>  
 ・各政策分野におけるDXの推進に資する事業

⑧ 持続可能な行財政運営の推進  
 「健全」は「持続可能」であることの前提として包含されるものであり、「広域連携」は効率的な行財政運営の手法の一つであると考え、タイトルから割愛するものです。

